

いわゆる伝聞の「そうだ」について

渡 邊 淳 也

1. はじめに¹

この論文は、日本語の助動詞「(終止形+) そうだ」の機能について考察することを目的とする。題名に「伝聞」をもちいたのは「(連用形+) そうだ」と区別する便宜にすぎない。また、「いわゆる」を冠したのは、本源的発話内容の中継という意味での「伝聞」を「そうだ」が本当にあらわしているといえるのか、という点について疑義をいだいているからである。

以下の論述は、つぎに示すような手順からなっている。2節において、「伝聞」の定義を明確にする。3節で、「そうだ」が「伝聞」をあらわす場合について、4節で、「伝聞」をあらわさないとされる場合について、実例をみながら考える。5節で仮説を提示し、6節でその仮説を検証する。7節では先行研究の概観と本稿筆者のたちばからの批判をする。8節はむすびである。

2. 伝聞とはなにか

伝聞とはなにか、ということを考える前提として、まず、Kawaguchi et Koishi (1990, p.56) にならって、本源的発話が本源的発話者以外の主体によって第三者に伝えられる場合に介入する要素を最大限あげてみることにしよう(ただし、下記の提示は本稿筆者の判断で若干改変している)。

(1) 第1レベル (本源的発話レベル) : 本源的発話者 L1 によって、本源的対話者 L1' に、命題内容 P1 を発する本源的発話 E1 がなされる。

第2レベル (報告発話レベル) : 報告発話者 L2 によって、対話者 L2' に、第1レベルの報告が報告発話 E2 によってなされる。なお、その内容は P1 と完全に同一である必然性はないので、P2 とよぶこととする。また、

孫引きの伝聞もありうるので、L1' と L2 もかならずしも同一視できない。

(1)にあらわれている諸要因，ならびにそれらのあいだの関係が，もっとも多く審級化されている (instancié) 例として，Kawaguchi et Koishi (1990) はつぎのような例をあげている。

- (2) Pierre a dit à Louise que Jean était arrivé. (同論文 p.68)
 (ピエールはルイーズにジャンが来たといった。)

(2)においては，L1 であるピエール，L1' であるルイーズが示されるとともに，本源的発話行為 E1 が発言動詞 dire (「言う」) によって示されている。また，発言動詞が複合過去形におかれていることによって，本源的発話行為 E1 が報告発話 E2 からみて過去時に位置づけられることが明示されている。補足節化標識 que 以下は P2 である。

それに対して，(3)においてはどうかであろうか。

- (3) Il paraît que Jean est arrivé. (同所) (ジャンが来たそうだ。)

(3)では，Kawaguchi et Koishi のことばでいうと，「レベル 1 については，わずかに E1 の痕跡しか残っておらず，L1, L1' は [...] 構文のシエマから除外されている」² (同所)。すなわち，que 以下に P2 があらわれているほかは，本源的発話がなされたという事実が間接的ながら示されているといえる程度で，L1, L1' などは，前置詞句など別の手段によって再導入することはできるものの，非人称表現 il paraît que... の構文のなかには入ることのできる位置がない。また，il paraît は直説法では現在形にしか活用しないので，E1 の時間軸上への位置づけも明示されないことになっている³。

Kawaguchi et Koishi (1990) の伝聞論はフランス語での例示であったため，以上ではフランス語の例を主としてみてきたが，対訳として示しておいた，日本語における「(L1 が L1' に) ... と言った」⁴と「... そうだ」との差異も，(1)に示した基本的諸項目の布置という点では，フランス語における dire と il paraît との差異に類似していると思われる。そしてこれらがそれぞれ，報告話法 (discours rapporté)⁵ と伝聞 (oui-dire) の基本的特徴であると考えることが

できる。

くわえて、引用 (citation) を関連概念としてあげることができる。引用とは、本源的発話文の忠実な再現であり、「文字どおりであること」(littéralité) が決定的に重要な要因となっている。また、その点が、引用を報告話法や伝聞からへだてる特徴である。

以上をふまえて、三者を以下のように弁別的に定義することとしたい。

(4) 伝聞の定義⁶

伝聞とは、本源的発話者が示されず、発話内容が他者から聞き知ったことだけを示しながら、本源的発話の内容を中継する言語的方略である。ただし、本源的発話文の忠実な再現でなくてよい。また、本源的発話行為には直接言及しないことから、内容にかかわる部分以外では時制の変異もない。

(5) 報告話法の定義

報告話法とは、本源的発話者が明示され、本源的発話行為をさししめず発言動詞が時制的変異をもつ形で、本源的発話内容をみちびき、その内容を中継する言語的方略である。ただし、本源的発話文の完全に忠実な再現でなくてもよい。

(6) 引用の定義

引用は、報告発話者による、本源的発話の文面の忠実な再現により、その内容を中継する言語的方略である。本源的発話者がなんらかの手段で示され、書記的には引用符などで言説の他者性が示される。

以上のような定義にもとづき、次節以降では「そうだ」と「伝聞」の関係をさぐってみたい。

3. 「そうだ」が「伝聞」をあらわす場合

辞書、文法書、諸先行研究は、管見のおよぶかぎりすべてが一致して、「(終止形+) そうだ」が「伝聞」をあらわすと認定している。その際にとりあげられるのは、つぎにみるような、本源的発話内容の中継をあらわす例である。

(7) どういう船か見当もつかなかったが、アラブの国に生きた羊をはこ

ぶ船だとおそわった。生きた羊を、いっぺんに十三万頭もつみこむのだそうだ。(田中小実昌『きょうがきのうに』 p.159)

- (8) 「殆ど出かけないそうですよ。接触が多い相手は、彼女が経営を任されている酒造会社の役員たちぐらいなもので、彼らのほうからお屋敷を訪問しているらしいんです」

(笹沢志保, 紙谷 1995, p.557 に引用)

たしかに、この種の例だけをみているならば、「そうだ」は「伝聞」をあらわす、とすることにはなんの疑義もないように思えるかもしれない。本稿でも、とくに2節では、報告話法との比較において、便宜的に「そうだ」を「伝聞」マーカーの一例として扱った。しかし、その考えを転換せざるを得ないと思われる例が存在することについて、次節でみてゆく。

4. 「そうだ」が「伝聞」をあらわさない場合

つぎの例をみよう。

- (9) 「私はこういうものだ」

市議員は空の財布から名刺を一枚ぬきとって六の前においた。

「ミッちゃん、読んでくれ。なにしろこちとらは文盲ときている」

六は名刺を道太郎の前においた。

「となりのまちの市議員先生だそうだ」

道太郎が答えた。

(立原正秋『はましぎ』 p.9)

この例において、「そうだ」をともなって示されている内容は、本源的発話とはかけ離れている。そもそも「そうだ」をふくむ文に対応する本源的発話はないといったほうがよいかもしれない。あえていうなら、「私はこういうものだ」という発言が本源的発話ということになるであろうが、この場面ではそもそも、本源的発話者、報告発話者、報告対話者が3人ともおなじ場にいるのであるから、発せられたかぎりでの内容を媒介することにはなんの意味もない。それでは、さしだされた名刺の内容を伝えているといえるか。そうでもないと思われる。名刺の文面は、たとえば、「逗子市市議員・大浜太郎」のように書かれているはずであるが、道太郎の発話はそれを読みあげている

わけでもない。「そうだ」をともなって示されているのは、本源的発話と、それを発する本源的発話者の包括的意図を、報告的発話者が解釈したかぎりでの内容ではなかろうか。(9)に即していうと、市議員による、名刺をさしだしての名乗りの行為、そして、その名乗りの権威的性質をも、道太郎が解釈したうえで伝えているのである（「市議員先生」という、アイロニカルな敬称の使用にもそれがあらわれている）。

ここでもうひとつ指摘すべきことは、情報量という点では、名刺の文面を十分に再現しているわけではないにもかかわらず、道太郎は六に、現在もめごとを起こしている相手がどのような人物であるのかという、発話状況に関与的な情報、とりわけ、報告対話者（六）の関心を引くであろう情報を伝えているということである。

このように、「そうだ」は、発話意図や、発話行為の状況へのかかわりといった、語用論的な次元において真価を発揮するといえる。

5. 語用論的・発話行為論的な次元にむけて

仮説を提示するまえに、もうひとつ、本稿の仮説を基礎づけると思われる重要な現象をみておこう。それは、三宅（1994, p.202）が指摘する、「ソウダは独り言的な文脈、即ち、聞き手（不特定なものでもよい）が存在しないような文脈、では用いることができない」という現象である。たとえば、つぎのような例をあげることができる。

(10) [独白で] また円がさがって、1ユーロが200円になった {# そうだ。/ らしい。} やれやれ。

(10)において、独白であるなら「そうだ」は用いられない（#は定義された文脈には適合しないことをあらわす）⁷。すなわち、「そうだ」は、対話者を必要とするということであり、その対話者に報告発話者が自分の解釈を伝える場合にはじめて有効に用いられるということである。

さらに多くの例での検証は次節でおこなうこととして、ここで本稿の仮説を提唱しよう。

(11) 「(終止形+) そうだ」の機能に関する仮説

「そうだ」は報告発話者が自分の解釈を対話者に提示することと、その内容が発話状況に対して、とりわけ対話者に対して関与的であることを示す。

「そうだ」はすぐれて語用論的なマーカーであって、対話者を眼前として用いられるのが基本であり、かつ発話状況への関与性を示す。その際、発話内容そのよりも、その提示や、それに対する言及といったレベルに大きな関心がはらわれることになる。

以上の仮説を、次節で検証してゆこう。

6. 仮説の検証

6.1. 統辞的制約

まず、Kawaguchi et Koishi (1990) にならって、「そうだ」には形態・統辞論的なきびしい制約がかかっていることを確認しよう。

- (12) 太郎が来るそうだ。(同論文 p.64)
- (13) * 太郎が来るそうではない。(同所)
- (13') 太郎が来るそうじゃない！(同所)
- (14) * 太郎が来るそうですか。(同論文 p.65)
- (14') 太郎が来るそうですね。(同所)
- (15) * 太郎が来るそうになった。(同所)
- (16) * 明日来るそうなひと(同所)
- (17) * 太郎が来るそうなら、知らせてくれ。(同所)
- (18) ?? 太郎が来るそうだった。(同所)

まず、(12)はなんの問題もない文であるが、(13)のように否定文にすることはできない。ただし、(13')のような感嘆文における否定は許容される。(14)のように疑問文にすることもできないが、(14')のように確認要求であれば可能である⁸。(15)のような連用形、(16)のような連体形、(17)のような仮定形は不可能である。(18)のように過去の「た」をつけるのは非常に不自然である(容認可能性を示す記号はいずれも Kawaguchi et Koishi (1990) による)。

これらの現象は、いずれも本稿の仮説を支持するものであるといえる。すな

わち、「そうだ」は発話状況に密接にむすびついていて、対話者に内容を実際に示し、反応を方向づけることができるときに使用可能になるのである。対話者に内容を示す、ということから、基本的には言い切りの形しか許容されない。また、(13')、(14')のように例外的に許容される否定や疑問の形も、いずれも内容を示したうえで、感嘆文であればおどろきを対話者と共有したり、確認要求であれば対話者からの反応をうながすという、働きかけの次元が明確にあらわれていることから、(11)の仮説に合致する現象であるといえる。

しかしながら、文脈を十分にともなった例でなければ、対話関係や発話行為のありかたはよく見えてこないものである。次節では、本稿筆者が収集した実例をみることで、さらに仮説を検証してゆくこととしよう。

6.2. 文脈的観察

まず、つぎの例をみよう。

- (19) 「宮沢さんが教授会で懲戒免職処分になったそうですね。それもほかの連中が学生のままで公開教授会というのを開いて、全員が自己批判みたいなことをやったあげくのことだそうですが」

そんな記事が新聞に出ていたという。桂子は新聞のそういう欄をめったに読まないのだから知らなかったが、「宮沢先生もそんなことになりそうだとおっしゃっていました」

(倉橋由美子『夢の浮橋』 pp.135-136)

この例において、報告発話者（堀田）はその内容については新聞を読んで知っただけである。それに対して、報告対話者の桂子は宮沢と知り合いなので、かねてより、もっとよく事情を知っているだろうと堀田から思われているのである。つまりこの例では、情報の委譲としての「伝聞」は意味をなさない。そうではなく、報告発話者は、「わたしの理解ではこのようなことだ」と示してみせており、確認要求の疑問を基調とする発言をおこなっているのである。報告発話者の発話行為は、さらに進んで、報告対話者からより多くの情報をひきだそうという含意が感じられる。ある種の発語内の派生が起きているといえよう。

このことは、本稿の仮説によって直接的に説明できる。「そうだ」は発話内容が発話状況に対して、そして対話者に対して関与的であることを示すことか

ら、相互作用 (interaction) の次元が実際に活性化された結果として確認要求が出てくるのである。

ちなみに、本稿筆者の語感では、この種の文脈で「らしい」をもちいると詰問的になるように思われる。たとえば、

(20) きみ、きのう横浜に行っていた {そうだね/らしいね}。

において、「らしい」をもちいると、「そうだ」にくらべて詰問的に感じられる。実際、つぎの文も、

(21) 「おまえの母さんと典子が、道太郎くんは贅沢な男だ、と言っていたが、どうもそうらしいな。いつも結城を着ているのか」
(立原正秋『はましぎ』 p.242)

道太郎を突然たずねてきた岳父が、道太郎を値ぶみするような発言をしているところであり、「らしい」が詰問的な調子を帯びている。これについては、「らしい」の機能を別に解明する必要があるが、いまのところ、「らしい」には伝聞用法のみならず推定用法もあることがひとつの理由になっているのではないかと考えている。

「そうだ」の観察にもどろう。(19)のように「そうだ」が疑問とむすびついている例は多くある。以下に3つの例をあげておく。

(22) マイナー：日本語には「無人称」というような書き方があるそうですが、どのようなものですか。

司馬：それはですね、いまでも新聞の社説によくあります。「何々と思われる」(笑)。

(1989年開催のシンポジウム、『週刊朝日』1998年11月13日号、
p.53に再録)

(23) 榊：ところで、きみはぼくの恋敵だそうだね。かなり熱心に妙子さんに迫っているとか。

真理男：妙子さんが話したんですね。

(島田雅彦『天国が降ってくる』 p.217)

(24) [聞き手]：たまたま演劇評論家のピンコさんもソ連に行って、招待

もされてなかったそうですけれども、ごらんになってどうでしたか。
(島田雅彦『ユラリウム』 p.109, 「インタビュー」)

これらの例では、「そうだ」が直接疑問におかれているわけではないが、文脈上疑問とむすびついており、「そうだ」が対話者への働きかけとむすびつきやすいという事実の一環をなしていると考えられる。

確認要求に関連する、おもしろい例をもうひとつ見よう。

(25) 占い師：奥様の具合がわるいと聞きましたが…

瞠目先生：あなたの噂をきいて、すがる気持ちで手紙を書きました。

占い師：ぜひともお役に立ちたいものです。お手紙によりますと、奥様は人間ではないそうで。
(島田雅彦『ルナ』 p.189)

ここでは、「そうだ」がふくまれる文を発する発話者（占い師）は、精神に異常をきたしているとみなされている対話者（瞠目先生）から受け取った手紙の解釈を示している。すなわち、「あなたがおっしゃりたいことは、このようなことですね」と、賛同できないながらも、あくまでも対話者にあわせた内容を提示している。この例はもはや、「伝聞」とはほとんどなんの関係もない。対話者には内容を伝えるまでもないし、しかもその内容は、実際には荒唐無稽なものである。ここで問題となっているのは、発話内容より、その情報の外側にある、内容への言及や反応といった次元なのである。このような「そうだ」の例を解釈するためには、どうしても、相互作用の次元を介在させざるを得ない。

さらにちがったタイプの文脈に属する例をみよう。

(26) 明智探偵は、赤帽にいくつかのトランクを渡すと、プラットフォームに降り立ち、小林君の方によってきました。

「小林君、いろいろ苦勞したそうだね。新聞ですっかり知ってるよ。でも、無事でよかった」
(江戸川乱歩『明智小五郎全集』 p.319)

ここでもまた、「そうだ」のあらわれる文の機能は、情報の中継ではない。なぜなら、その文は、対話者である「小林君」のことを語っているからである。すなわち、情報そのものは対話者のほうが多くもっていることが確実である。

たしかに、報告発話者はその内容を第三者を介して知ったかもしれないが、その情報を報告対話者に伝えること自体にはあまり意味がない。この文は挨拶やねぎらいとして機能しており、発語媒介の行為を果たしているものである。こうした例の存在もまた、言語行為を果たす場となる相互作用の次元や、発話状況の活性化に力点をおく本稿の仮説に有利なものである。

- (27) 哲学者：あんた、この坊やとつきあってやってくれないか。もうほとんど人間として故障していやがって、修理をしようにもどこから手をつけていいか、見当もつかないありさまだそうだ。

(島田雅彦『ユラリウム』 p.42)

ここでもまた、発話状況の活性化は、対話者への依頼というかたちをとって実現している。もちろん、(19)のような、「そうだ」をともなう文が直接的に言語行為（たとえば、疑問という発語内的行為）にむすびつけられる例と事情は同じではない。しかしながら、いずれの場合でも、内容そのものよりも、それに対する言及や反応といった次元へと力点を移行させるという「そうだ」の機能は観察することができる。(27)においても、前文脈にみられる依頼という言語行為と、「そうだ」は協調的に働いているといえる。

以上、この節で引用した例は、はからずも、いずれも戯曲や小説などの会話部分、あるいは対談の書きおこしなどばかりであった。それは、会話部分の例を出すことを意図したからではなく、「そうだ」の文例が見つかるのが、会話部分であることが多かったからである。発話状況の活性化が、会話の大きな特徴であることはいうまでもない。しかしながら、発話状況の活性化という次元は、実は、会話部分に出現する「そうだ」のみに認められるわけではない。「伝聞」という記述のもとになった、いわば、「規準的な」(canonique) 例にも、その次元は認められるのである。たとえば、つぎの例をふたたび見よう。

- (28) [= (7)] どういう船か見当もつかなかったが、アラブの国に生きた羊をはこぶ船だとおそわった。生きた羊を、いっぺんに十三万頭もつみこむのだそうだ。

地の文から採取したものであるにもかかわらず、この例もけっして純粹に情報媒介的であるとはいえない。ここでは、報告発話者は、「生きた羊を (!!), いっ

べんに (!!) 十三万頭も (!!) つみこむのだそうだ」というぐあいに、内容を提示しながらも読者に働きかけ、おどろきを共有しようところみているのである。そこにみられるのは、反応への誘いかけ、方向づけであり、そうした事象は会話のなかでみられるのと同様であるといつてよい。文章のなかで、局所的にはあるが、発話状況の活性化という色づけがなされているのである。Vuillaume (1990) の用語を借用するなら、この事例は、『物語』に闖入する『言説』(« le discours qui fait irruption dans l'histoire ») の一例であるといえよう。物語テキストのなかにさえ「言説」の孤島を形成することができるほど、「そうだ」の発話状況指向性は強いものである。

6.3. 一見不都合な事例：独白に出現しうる「そうだ」

仁田 (1992, p.12) および森山 (1995, p.25) の指摘によると、

(29) A 通信によれば、平和会議が開かれるそうだが、本当かな。

のような例では、独白でも「そうだ」が用いられうるという。仁田 (1992, p.12) はこのことについて、「伝聞形式が従属節に存することによって、文全体は独話・心内発話でありうる」としている。これは、対話者を必須とし、発話状況とのかかわりにおいて用いられるとする本稿の説にとって、不都合に見える事例である。しかし、これは見かけ上の反例にすぎない。

森山 (1995, p.30) は、この事例について、「従属文においては、判断の在り方は独立したものではない。その点、伝聞が話し手の独立した判断となれないということは問題にならなくなるのである」といつている。本稿もこの点に賛同したい。

本稿筆者のことばで言うところ、(29) のような文は、「そうだ」で終わる節が埋め込まれていることにより、言説の他者性をふくみ込んでいるといえる⁹。形式的には独白であっても、その内部に対話性 (dialogisme) を包蔵しているから、本稿の仮説への直接の反例にはならない。

森山 (1995) はさらに、従属文だけでなく、文連鎖であっても、例外的に独白で「そうだ」が用いられうる例があるとして、つぎのような例をあげている。

(30) そういえば、実習日程は変わったそうだ。ということは ...

(同論文 p.30)

(31) 待てよ、実習日程は変わったそうだ。ということは... (同所)

これらの例のように、「そうだ」をともなって示された内容を、「判断材料として利用するという文脈」(同所)であれば、主文末の「そうだ」を独白として用いてもさほど違和感はないという。この点もまた、文連鎖のなかに対話性を読みこむことで解決できる問題であると考ええる。すなわち、(30)、(31)では、第1文の内容「実習日程は変わった」という本源的発話者の言説の内容をうけついで、そこからの論証を「ということは…」以降で報告発話者が展開しようとしていることにより、本源的発話者と報告発話者とのあいだに局所的に対話性がなりたっているのである。それに対して、明示的な論証(それには、(29)のような従属節のみならず、(30)、(31)のような形式的には独立節でありながら、「ということは」のような論証マーカーによって連結されている事例もふくまれる)のなかにもめ込まれていない、純然たる独立節で「そうだ」をもちいた場合には、論証の展開関係にふくまれる対話性がないことから、発話現場での対話性が必須とされるのである¹⁰。

7. いくつかの先行研究について

先行研究については、すでに、本稿の論旨に直接関係するものについて少し言及したが、以下ではより一般的に、本稿の仮説を先行研究と比較して考えてみたい。

先行研究については、つぎのふたつの確認が可能である。第1に、おなじ証拠性助動詞のなかでも、おびただしい先行研究のある「ようだ」「らしい」にくらべて、「そうだ」は残念ながら比較的研究が手薄であるということである。本稿はその相対的な欠落をおぎなおうとするものである。第2に、管見のおよぶかぎり、「伝聞」という伝統的なとらえ方に異をとる先行研究は皆無である。本稿はその状況に一石を投げようとするものである。

これらふたつの点は、たがいに関連しあっているものと思われる。いくつかの解釈があるとされる「ようだ」「らしい」にくらべて、「(終止形+) そうだ」は比較的単純に「伝聞」のみを示すマーカーとしてかたづけられていたからこそ、これまで研究が比較的手薄であったと考えられる。

また、以下で批判してゆく先行研究の問題点も、もとをたどれば、「そうだ」

を単純な「伝聞」マーカーとしてとらえてしまったところからきていると思われる。

7.1. まず、中島（1992, p.19）による、命令、疑問、意思、勧誘など陳述度の高い成分との共起は不可能であるとする指摘を問題にしてみよう。これは、「そうだ」が高度に発話状況指向であるという本稿の仮説とは反対の方向の指摘であるように思われる。中島（1992）があげる例はつぎのようなものである。

(32) あの人は {行け / 行くか / 行こう} と言った。(同論文 p.19)

この文を「ソウダやラシイを使って伝聞の文にすることは不可能である」(同所)としているが、

(33) *あの人は {行け / 行くか / 行こう} (だ) そうだ。

という文が容認されないのは、なによりもまず形態論的制約であり、これをもって「陳述度の高い成分との共起は不可能」とするのは、いささか表面的な観察ではなからうか。実際、つぎのような文は、強い意志という顕著な陳述性があらわれているが、問題なく容認可能である。

(34) あの人は、なにをおいても行きたくてたまらない (のだ) そうだ。

中島はさらに、つぎのような対照をひきあいに出し、

(35) 田中さんは「私が悪かった」と言っている。

(寺村 1984, p.258 および中島 1992, p.20)

(36) ?田中さんは (自分が) 悪かったそうです。(同所)

本源的発話者の心的態度を伝聞の形で示すことはできないとしている。しかし、これについても、上記の(34)のような例をみるならば、心的態度を伝える「そうだ」の例はじゅうぶんありうるように思われる¹¹。

7.2. 紙谷（1995, p.557）は、「話者が要約したことを示す場合には、「そうだ」

を用いることは不可能である」として、つぎのような例をあげている。

- (37) 彼によると、その計画は縮小する方向で再検討されることになった
 {そうだ/らしい}。(同所)
- (38) 彼のいうことをまとめると(簡単にいえば)、その計画は縮小する
 方向で再検討されることになった {*そうだ/らしい}。(同所)

紙谷は(38)の「そうだ」を容認不可能としている(アステリスクも紙谷による)が、本稿筆者の感覚では、「そうだ」を排除することまではできないように思われる。たとえ、多少の不自然さが感じられるとしても、「そうだ」が要約を認めないからとは限らない。本稿の仮説からみれば、「そうだ」はむしろ報告発話者による本源的発話の解釈を示しているのであるから、「まとめると」などの表現との共起は剰語的になるおそれがあるからではなかろうか。実際、つぎの例、

- (39) [= (9)] 「私はこういうものだ」
 市議員は空の財布から名刺を一枚ぬきとって六の前においた。
 「ミッチャン、読んでくれ。なにしろこちからは文盲ときている」
 六は名刺を道太郎の前においた。
 「となりのまちの市議員先生だそうだ」
 道太郎が答えた。

に手をくわえた文、

- (39) 要するにとなりのまちの市議員先生だそうだ。

は、なんら問題のない文であり、(39)とおなじ文脈で用いることができる。

7.3. 三宅(1994)、(2006)は、「証拠性」の概念に対する代案として、「実証的判断」という概念を提唱している。

詳細は1冊を証拠性研究についやした渡邊(2004)を参照していただきたいが、Chafe et Nichols (éds.) (1986)以来、「証拠性」の概念は、なによりもまず、発話文中で伝えられる情報の源泉の問題とされてきた。そして、情報

源のいささか先験的な分類として、「伝聞」、「推論」、「直接経験」といったカテゴリーがたてられていた。この先験主義は、「証拠性」を、発話行為に先んじて、発話行為の外部に、あらかじめ存在する情報源を、事後的にさししめすだけのカテゴリーとしてしまうきらいがあった。

三宅はこの先験主義を相対化し、実証的判断を、証拠と命題とをつなぐ関係として操作的に規定した。この概念化はまた、たがいに独立して構案された Hagège (1995) の「メディアフォール」(médiaphore) という概念ともあい通じるものである。メディアフォールは、前方照応 (anaphore) などとおなじく、言語内外のさまざまな意味の実体への参照=送り (renvoi) のひとつのありかたとして関係的に規定されているのである。

本稿筆者は、三宅による「実証的判断」の概念化には賛同するものであるが、個々のマーカーの分析のなかには、賛同できないところがある。三宅 (1994) は、「そうだ」と「らしい」の実証的判断のありかたを、つぎのように規定している。

(40) ラシイ：[証拠] → 推論 → [命題] (同論文 p.24)

(41) ソウダ：[証拠] → [命題] (同所)

すなわち、「ラシイ等では、証拠と命題が直接結び付けられるのではなく、両者の間に推論が介在する」(同所)のに対して、「ソウダでは、推論過程を経ずに直接、証拠と命題が結び付けられる」ということである。さらに、「推論的判断が含まれない実証的判断ということが、いわゆる伝聞と呼ばれているものの本質であると考える」(同所)としている。この、証拠と命題のあいだに推論が介在するか、証拠と命題が直接むすびつけられるかという相違は、たとえばつぎのような例にあらわれているとしている。

(42) 何かの資料で読んだことがあるのですが、世界中で、トイレトペーパーに頼っている人間というのは、人口の約三分の一くらいだそうです。(同論文 p.25)

(43) アンダルシアも天候が悪く、着陸時に機体はかなり揺れた。マドリッドだけでなく、どうやら全国的に天候が下り坂になっているらしい。(同論文 p.22)

三宅によると、(42)においては、資料に書いてあったことがそのまま命題を構成するにいたっているのに対して、(43)においては、アンダルシアの気象条件は、「らしい」をとまなう内容のみちびき出すための徴候にすぎず、推論を介在させる判断であるということになる。

本稿の立場から三宅の仮説に対する批判をするならば、「そうだ」に関して、規準的な「伝聞」のわくにあてはまる事例しか検討した形跡がみられないということである。「そうだ」に認められるという「直接性」は、たしかに、伝統的に考えられてきた単純な「伝聞」の事例に関しては認められるものであろう。しかし、(39)のような「そうだ」の例を想起するならば、本源的発話者の発言や、さしだされた名刺などの「直接性」から出発して、「となりのまちの市会議員先生だそうだ」と発話するにいたるまでに、報告的発話者は、どれほど多くの「推論」を経たことか、と思わずにいられない。

8. おわりに

以上、本稿では、「伝聞」という伝統的な見かたにとらわれず、事例にもとづいて「(終止形+) そうだ」の機能を論じてきた。しかし、類似のマーカ、とりわけ「らしい」「という」との比較、「(連用形+) そうだ」に関する考察と、「(終止形+) そうだ」との比較や関連づけ、さらには、日本語における証拠性の体系や、註10で言及したポリフォニー理論をめぐる理論的考察など、残された課題は多い。これらについては、またの機会に論及することとしたい。

「(終止形+) そうだ」を分析する先行研究は、管見のおよぶかぎりすべてが「伝聞」の概念によって立っており、「伝聞」とは単なる情報の中継にすぎないと考えられていたことから、「そうだ」を用いるときは本源的発話者の心的態度を伝えることができないとか、要約ができないとか、証拠と命題のあいだに「直接性」があるといった説をなしていた。本稿ではこれらの先行研究を批判したが、いうまでもなく、今後は本稿筆者がご批判をたまわることによって、みずからの旧套を蟬脱することができれば幸いである。

註

- 1 本稿は、2009年11月24～25日、青山学院大学にて開催された第3回フランシェ＝コンテ大学・青山学院大学・筑波大学合同言語学セミナーにおいて本稿筆者が口頭発表した内容、ならびに、Watanabe (2012c) としてフランス語で公刊した内容をもとにして、その後の改訂をほどこしたものである。本稿筆者は、渡邊 (1995, 1996a, 1996b, 1997, 1998, 1999a, 1999b, 2000, 2001, 2002, 2003, 2004a, 2004b, 2012a, 2012c, 2013a) において、証拠性 (évidentialité) について研究してきた。その際、主たる対象はフランス語であったが、日本語との対照という観点はずねにもっており、日本語についての研究も並行して進めていた。2009年の口頭発表以降、それを徐々に公にしようとするころみの一環として本稿を執筆した。1997年以来、日本語の証拠性についてさまざまな教示をたまわった三宅知宏さん、査読委員として本稿の前版に貴重なコメントをくださった田川拓海さんに深甚の謝意を申しそえたい。なお、本稿は、2008年度～2012年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 課題番号 20520348 「フランス語および日本語におけるモダリティの意味論的研究」 (研究代表者渡邊淳也)、2012～2013年度科学研究費助成基金 (基盤研究 (C)) 課題番号 24520530 「日英語ならびに西欧諸語における時制・モダリティ・アスペクトの包括的研究」 (研究代表者和田尚明)、ならびに2013年度科学研究費助成基金 (基盤研究 (C)) 課題番号 25370422 「フランス語および日本語におけるモダリティの発展的研究」 (研究代表者渡邊淳也) の助成をうけて行なわれた研究の成果の一部である。
- 2 « du niveau 1 du schéma (20) [=notre (1)] ne subsiste plus qu'une trace de E1, les places de L1 et L1' étant [...] expulsées du schéma de construction »
(Kawaguchi et Koishi 1990, p.68)
- 3 この点もふくめて、il paraît についての詳細な考察は、渡邊 (1996 b, 1997, 2004) を参照されたい。
- 4 発言動詞「言う」が時制の変異を失い、つねに「... という」として用いられる場合は、もはや動詞ではなくなり、文法化によって助動詞と化していると考えられるので、報告話法の事例にはふくまれない。
- 5 フランス語のようなヨーロッパ諸語には、直接話法 (discours direct) と間接話法 (discours indirect)、さらには自由間接話法 (discours indirect libre) のちがいがあがるが、それらをまとめて「報告話法」という。また、「報告話法」の概念をもちいることで、日本語のような直接話法・間接話法の区別のない言語をも対象とすることができる。
- 6 証拠性に関する多言語研究、Aikenvald (2004) も、伝聞 (hearsay) を「だれによって報告されたかを示さない報告」 (« reported information with no reference to those it was reported by », 同書 p.64) と規定しており、同様の定義であるといえよう。
- 7 しかしながら、仁田 (1992)、森山 (1995) によると、「そうだ」が独白でもちいられうる例外的な文脈も存在する。それについては、6.3 節を参照されたい。
- 8 通常の疑問文にはできないが、確認要求であれば可能になることの論拠としては、「太郎がくるそうじゃないですか」のような「ではないか」形式の文が容認されることを (いっそう強いものとして) 加えることができる。

- 9 従属節が言説の他者性を包蔵しているという点については、関係節を対象とした研究, Haillet (1998) が示唆的である。
- 10 ここでは詳細には立ち入らないが、この点をより理論的に形式化するには、Oswald Ducrot の論証的ポリフォニー理論 (théorie argumentative de polyphonie) を参考にすることができる。Watanabe (近刊 b) では 便宜的に Ducrot (1984) によるポリフォニー理論の基礎的な形式に準拠したが、近年、ポリフォニー理論は Nölke (2004), Lescano (2009), Carel (2011) などのさまざまな新展開を閲しているため、今後、それらについて検討することを課題としたい。なお、喜田 (2012) が、Lescano (2009), Carel (2011) によるあらたな理論を、「そうだ」をふくむいくつかの伝聞的マーカーに応用することをこころみているので、あわせて参照されたい。伝聞マーカーとポリフォニー理論との接続可能性は、論証性 (すなわち、森山のことばでいえば、後論のために「利用する」ということ)、ポリフォニー性 (すなわち、言説の他者性) の両面において考えられる。
- 11 ここで、(36)における「悪かった」のような述語によってあらわされる心的態度と、(34)における「行きたい」のような助動詞であらわされる心的態度で違っているのではないかと反問されるかもしれない。しかし、この点については、中畠 (1992) も、心的態度のなかでもどのようなタイプを問題にしているかをのべていないので、ここで(34)をもちだして批判することが不当とは考えられない。

参考文献

- Aikenvald, A. (2004) : *Evidentiality*, Oxford University Press.
- Carel, M. (2011) : *L'entrelacement argumentatif*, Champion.
- Chafe, W. et J. Nichols (éds.) (1986) : *Evidentiality: the linguistic coding of epistemology*, Ablex.
- Dendale, P. et L. Tasmowski (éds.) (1994) : *Les sources du savoir et leurs marques linguistiques (=Langue Française, 102)*.
- Guentchéva, Z. (éd.) (1996) : *L'énonciation médiatisée*, Peeters.
- Guentchéva, Z. et J. Lanbdaburu (éd.) (2007) : *L'énonciation médiatisée, 2*, Peeters.
- Hagège, Cl. (1995) : « Le rôle des médiaphoriques dans la langue et dans le discours », *Bulletin de la société de linguistique de Paris*, 90, 1, pp.1-13.
- Haillet, P.-P. (1999) : « Quand un énoncé en cache un autre : le conditionnel et les relatives appositives », J. Bres et alii (éds.) : *L'autre en discours*, Université Paul Valéry, pp.213-238.
- 紙谷栄治 (1995) : 「助動詞「ようだ」「らしい」について」『宮地裕・敦子先生古稀記念論集 日本語の研究』明治書院, pp.549-573.
- Kawaguchi, J. et Koishi, A. (1990) : « À propos de *il paraît que* : approche contrastive français-anglais-espagnol-japonais », *Equinoxe*, 5, pp.17-32.
- 喜田浩平 (2012) : 「「発話者」から「トーン」へ : 論証的ポリフォニー理論の可能性」喜田浩平 (編) 『川口順二教授退任記念論集』, 慶應義塾大学, pp.81-88.
- 菊地康人 (2000) : 「「ようだ」と「らしい」-「そうだ」「だろう」との比較も含めて-」

- 『国語学』 51, 1, pp.46-60.
- 金水敏 (1991) : 「伝達の発話行為と日本語の文末形式」『神戸大学文学部紀要』 18, pp.23-41.
- Lescano, A. (2009) : « Pour une étude du ton », *Langue française*, 164, pp.45-60.
- 益岡隆志 (1991) : 『モダリティ』 くろしお出版.
- 益岡隆志 (2007) : 『日本語モダリティ探求』 くろしお出版.
- 三宅知宏 (1994) : 「認識的モダリティにおける実証的判断について」『国語國文』 63, 11, 京都大学, pp.20-34.
- 三宅知宏 (2006) : 「実証的判断が表される形式」益岡隆志ほか編『日本語文法の新地平』 2, くろしお出版, pp.119-136.
- 宮崎和人ほか (2002) : 『モダリティ』 くろしお出版.
- 森山卓郎 (1995) : 「推量・比喻比況・例示—「よう／みたい」の多義性をめぐって—」『宮地裕・敦子先生古稀記念論集 日本語の研究』 明治書院, pp.493-526.
- 森山卓郎ほか (2000) : 『モダリティ』 岩波書店.
- 中島孝幸 (1992) : 「不確かな伝達—ソウダとラシー—」『日本語学文学』 3, 三重大学, pp.15-24.
- 仁田義雄 (1991) : 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房.
- 仁田義雄 (1992) : 「判断から発話・伝達へ—伝聞・婉曲の表現を中心に—」『日本語教育』 77, pp.1-13.
- 仁田義雄・益岡隆志 (編) (1988) : 『日本語のモダリティ』 くろしお出版.
- Rosier, R. (1999) : *Le discours rapporté*, Duculot.
- 澤田治美 (2006) : 『モダリティ』 開拓社.
- 澤西稔子 (2002) : 「伝聞における判断性, 及びその特性—「そうだ」「らしい」「とこのことだ」「ということだ」「と聞く」の談話表現を中心に—」『日本語・日本文化』 28, 大阪大学, pp.29-49.
- 寺村秀夫 (1984) : 『日本語のシンタクスと意味』 2, くろしお出版.
- Vuillaume, M. (1990) : *Grammaire temporelle des récits*, Minuit.
- 渡邊淳也 (1995) : 「証言性のマーカー il semble (à qn.) que...」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』 10, pp.1-31.
- 渡邊淳也 (1996 a) : 「証言性とモダリティー— il semble (à qn.) que... をめぐって」『フランス語フランス文学研究』 69, pp.73-84.
- 渡邊淳也 (1996 b) : 「出現・推定・伝聞— il paraît que... と paraître」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』 11, pp.131-148.
- 渡邊淳也 (1997) : 「知覚される現象とその文法化」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』 12, pp.59-70.
- 渡邊淳也 (1998) : 「他者の言説をあらわす条件法について」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』 13, pp.109-155.
- 渡邊淳也 (1999 a) : 「証拠性 (évidentialité) の概念について」『フランス語学研究』 33, pp.58-64.
- Watanabe, J. (1999 b) : « Pour une nouvelle conception de l'évidentialité : à partir de l'énonciation », *Bulletin de linguistique et de littérature françaises de l'Université de Tsukuba*, 14, pp.51-94.

- 渡邊淳也 (2000) : 「証拠性」研究の新しい波」『言語』29, 1, 大修館書店, pp.96-101.
- Watanabe, J. (2001) : « Le conditionnel du « discours d'autrui » », *Etudes de langue et de littérature françaises*, 78, pp. 216-230.
- 渡邊淳也 (2002) : 「Devoir の認知的用法と条件法」『筑波大学フランス語・フランス文学論集』17, pp.181-219.
- 渡邊淳也 (2003) : 「Devoir の機能について—認知的用法を中心に—」『玉川大学文学部論叢』43, pp.105-139.
- 渡邊淳也 (2004 a) : 『フランス語における証拠性の意味論』早美出版社.
- 渡邊淳也 (2004 b) : 「動詞 *sembler* の機能について」『玉川大学文学部論叢』44, pp.93-112.
- 渡邊淳也 (2005) 「Non seulement について」『玉川大学文学部論叢』45, pp.81-96.
- Watanabe, J. (2006 a) : « Addition quantitative, addition qualitative et la locution *non seulement* », J. Kawaguchi et alii (éds.) : *Cognition et émotion dans le langage*, 慶應義塾大学 (21世紀 COE 心の統合的研究センター), pp.191-205.
- 渡邊淳也 (2006 b) 「フランス語の「丁寧の半過去」と日本語の「よろしかったでしょうか」型語法との対照研究」『文藝言語研究・言語篇』50, 筑波大学, pp.41-84..
- 渡邊淳也 (2007 a) 「フランス語の「丁寧の半過去」と日本語の「よろしかったでしょうか」型語法」『フランス語学研究』41, pp.54-59.
- 渡邊淳也 (2007 b) 「間一髪の半過去形をめぐって」『文藝言語研究・言語篇』52, 筑波大学, pp.151-175.
- 渡邊淳也 (2008) 「分岐の時間の表象を用いた時制・モダリティの連関の説明の試み」『文藝言語研究・言語篇』54, 筑波大学, pp.15-44.
- 渡邊淳也 (2009 a) : 「時制とモダリティの連関への新たな接近法」『フランス語学研究』43, pp.77-83.
- 渡邊淳也 (2009 b) : 「フランス語およびロマンス諸語における単純未来形の綜合化・文法化について」『文藝言語研究・言語篇』55, 筑波大学, pp.123-144.
- 渡邊淳也 (2010 a) : 「拘束的用法の *devoir*, *falloir* の否定の多義性について」『文藝言語研究・言語篇』57, 筑波大学, pp.25-41.
- 渡邊淳也 (2010 b) : 「フランス語と日本語における留保マーカーについて」『文藝言語研究・言語篇』58, 筑波大学, pp.55-74.
- 渡邊淳也 (2011 a) : 「ステレオタイプ理論をめぐって」『フランス語学研究』41, pp.54-59.
- 渡邊淳也 (2011 b) : 「ジェロンディフと現在分詞について」『文藝言語研究・言語篇』60, 筑波大学, pp.121-181.
- 渡邊淳也 (2012 a) : 「叙想的時制と叙想的アスペクト」『文藝言語研究・言語篇』61, 筑波大学, pp.191-234.
- 渡邊淳也 (2012 b) : 「Toujours と「やはり」: ステレオタイプ再確認型の副詞」喜田浩平 (編) 『川口順二教授退任記念論集』, 慶應義塾大学, pp.178-185.
- Watanabe, J. (2012 c) : « L'auxiliaire *sooda* est-il un marqueur de l'ouï-dire ? », Aoki, S., F. Dhorne et D. Lebaud (éds.) : *Conflits et Interprétations*, la revue électronique *Inter Faculty*, 3, pp.228-240.

- 渡邊淳也 (2013 a) : 「単純未来形と迂言的未来形について」『文藝言語研究・言語篇』63, 筑波大学, pp.69-106.
- 渡邊淳也 (2013 b) : 「主語不一致ジェロンディフについて」『文藝言語研究・言語篇』64, 筑波大学, pp.95-178.
- 渡邊淳也 (近刊 a) : 『フランス語の時制とモダリティ』早美出版社. 2014年3月刊行予定.
- Watanabe, J. (近刊 b) : « Les termes d'auto-désignation en japonais », *Studies in Foreign Language Teaching*, 36. 2014年3月刊行予定.
- 渡邊淳也 (近刊 c) : 「叙想的時制, 叙想的アスペクトと認知モード」春木仁孝ほか (編) 『フランス語学の最前線』2, ひつじ書房. 2014年6月刊行予定.
- Watanabe, J. (近刊 d) : « Gerondif « non-coréférentiel » », à paraître dans la revue *Voix plurielles*.
- 渡邊淳也 (編) (2012) : 『フランス語と日本語におけるモダリティ』(科学研究費補助金 基盤研究 (C) 課題番号 20520348 による論文集) 筑波大学.
- 楊文江 (2011) : 「日語示証研究的歴史与展望」*Hiroshima interdisciplinary studies in the humanities*, 9, 広島大学, pp.30-56.